## 特定中小企業者認定要領

(昭和 41 年 1 月 20 日 41 企庁第 53 号)

改正 昭和42年 8月21日 42企庁第1242号 昭和49年 6月 7日 49企庁第 792号 昭和49年 9月20日 49企庁第1237号 昭和49年12月13日 49企庁第1566号 昭和50年 3月 1日 50企庁第 243号 昭和50年 6月27日 50企庁第 785号 昭和50年 9月30日 50企庁第1211号 昭和50年12月26日 50介庁第1616号 昭和55年 6月10日 55企庁第 885号 昭和57年 5月18日 57企庁第 676号 昭和60年12月 5日 60企庁第1976号 昭和63年 4月 1日 63企庁第 398号 昭和63年10月 1日 63企庁第1380号 平成元年 4月 1日 元企庁第 447号 平成元年 6月30日 元企庁第1011号 平成元年10月 2日 元企庁第1545号 平成元年12月27日 元企庁第1905号 平成2年10月 1日 2企庁第1703号 平成 4 年 1月31日 4 介庁第 73号 平成6年3月4日6企庁第482号 平成6年 3月16日 6 企庁第 554号 平成6年12月22日 6企庁第2248号 平成7年3月30日 7企庁第 399号 平成7年6月1日 7企庁第 820号 平成8年5月13日 8企庁第 694号 平成8年7月31日 8企庁第1079号 平成9年1月1日 8企庁第1611号 平成9年3月3日 〒 309:03:03 台第1号 平成9年11月20日 〒 11-20年11号 平成9年12月2日 〒 12:02 計算2号 平成10年3月23日 〒10.03.136第1号 平成10年6月24日 〒10.06.08 分類5号 平成10年9月25日 〒10.09.17年1号 平成10年10月21日 〒10.10.20 新5号 平成10年11月30日 〒10-11-26年第2号 平成11年3月25日 〒11.03.156第1号 平成11年6月24日 〒11.06.166 日 平成11年9月30日 〒11.09.16年 日 11.09.16年 日 11.09.16年 日 11.09・16年 日 11.09 平成11年12月24日 〒11:12:206第4号 平成12年6月29日 〒12.06.236 第2号 平成12年9月26日 〒12:09:206第4号 平成12年12月20日 〒12-12-186第1号 平成13年2月27日 〒13.02.27 〒5号 平成13年3月27日 〒13.03.26 中第2号 平成13年6月20日 〒13.06.20 〒6号 平成13年9月21日 〒13.09.20 〒3号 平成13年12月14日 〒13:12:11 〒3号

平成14年3月18日 〒14.03.15 中常号 平成14年9月19日 〒14.09.13 中第3号 平成14年12月12日 喊14:12:06 帧 号 平成15年3月18日 〒15.03.14中常8号 平成15年4月17日 〒15-04-15 〒2号 平成15年6月26日 〒15.06.18 中第1号 平成15年9月26日 〒15.09.24 〒4号 平成15年12月17日 〒15:12:15 中第1号 平成16年3月16日 〒16:03:12 中 18:48 平成16年6月23日 〒16.06.22 〒25 平成16年9月13日 〒16.09.10 〒1号 平成16年12月22日 〒16-12-22中第1号 平成17年3月30日 〒17.03.11中第号 平成17年6月22日 〒17.06.15 〒18 平成17年9月21日 〒17.09.16 〒1号 平成17年11月10日 報17:11:09 前6号 平成17年12月22日 〒17:12:19 〒25 平成18年6月23日 〒18.06.22 〒25号 平成18年9月27日 〒18:09:26 〒1号 平成18年12月20日 〒18-12-19 〒3号 平成19年3月19日 報19.03.19 輔 号 平成19年6月20日 〒19.06.19 〒2号 平成19年8月7日 〒19.07.31 〒3号 平成19年9月20日 〒19.09.19 〒1号 平成19年12月21日 報19:12:20 辨消 平成20年3月24日 〒20.03.18中第2号 平成20年6月27日 報20.06.24 辨消 平成20年9月22日 〒20:09:19 〒2号 平成20年10月24日 〒20-10-22 〒25 平成20年12月26日 〒20-12-26 〒5号 平成21年6月2日 〒 1.05-28 〒 1 平成22年2月5日 〒22.02.02前5号 平成23年2月16日 報23.02.15 帕爾姆 平成23年3月25日 報23.03.24 中常3号 平成23年9月27日 〒23.09.27 〒18 平成24年3月29日 〒24.03.26 中第5号 平成24年9月25日20120925中庁第3号 平成24年10月11日20121010中庁第3号 平成25年3月13日20130312中庁第3号 平成25年9月17日20130913中庁第2号 平成25年12月26日20131220中庁第1号 平成26年3月28日20140318中庁第2号 平成26年6月27日20140623中庁第2号 平成26年9月30日20140928中庁第1号 平成26年12月25日20141222中庁第2号 平成27年3月26日20150325中庁第3号 平成28年3月31日20160328中庁第5号

#### (認定申請)

1 中小企業者が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。) 第2条第5項の規定により「特定中小企業者」であることについての認定を受けようと するときは、別記様式(例)による認定申請書2通を、法第2条第5項の認定にあって は、その中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長に対して提出するものと する。(この場合認定申請書に記載された事項について、その事実を証する書面等があ れば添付するものとする。)

### (認定)

2 市町村長又は特別区長は、認定申請書に記載された内容を審査の上、申請者が法第2 条第5項第1号から第8号のいずれかに該当するものであることを認めたときは、当該 申請書1通の下欄に次のように記載して認定を行うものとする。

「番号」

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 認定者名 印

## (認定の有効期間)

3 認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日とする。

## (認定基準)

- 4 認定に当たつては次の基準によつて運用するものとする。
- (1) 法第2条第5項第1号(再生手続開始申立等関係) 次のいずれかに該当すること。
  - (イ)申請者が、当該申請の時点において法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対して50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権又は前渡金返還請求権を有していること。
  - (ロ)申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。
- (2) 法第2条第5項第2号(事業活動の制限)関係
- ① 次のいずれかに該当すること。
  - (イ)申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者(以下「指定事業者」という。)と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
  - (ロ)申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(ハ) 申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

ただし、上記の(イ)から(ハ)までについて、申請者が平成14年3月18日から平成29年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「原則として1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。」とする。

- ② 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者(金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。)が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。
- (3) 法第2条第5項第3号(地域・業種)関係 次の各号に該当すること。
  - (イ)申請者が、法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること。
  - (ロ) 法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由(以下「災害等」という。)の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (4) 法第2条第5項第4号(地域)関係 次の各号に該当すること。
  - (イ)申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
  - (ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に 起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間 の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上 高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か 月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見 込まれること。
- (5) 法第2条第5項第5号(業種)関係 次のいずれかに該当すること。
  - (イ)申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。

ただし、その申請者が平成23年4月1日から平成29年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

- (ロ)申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- (6) 法第2条第5項第6号(破綻金融機関等)関係 法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正 かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、 金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達
- (7) 法第2条第5項第7号(金融取引の調整)関係 次の各号に該当すること。

が必要となっているもの。

- (イ)申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関(以下「指定金融機関」という。)と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- (ロ)申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (ハ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- (8) 法第2条第5項第8号(金融機関の貸付債権の譲渡)関係 次の各号に該当すること。
  - (イ)申請者が、株式会社整理回収機構(東京都千代田区丸の内3丁目4番2号)又は 株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡(信託を含む。)され たことを確認できる書類(金融機関から送付された債権譲渡通知書等)を有してい ること。
  - (ロ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
  - (ハ) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画 等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
  - (二)申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

# 様式第1

	****						
	中小企業信用保険法第2条第5項第 1号の規定による認定申請書(例)						
		平成	į	年	月	日	
	(市町村長又は特別区長) 殿						
	申請者 <u>住 所</u>						
	<u>氏 名 (</u>	<u>名称.</u>	<u>及び</u>	代表者	の氏名	<u>i)</u> 印	
禾	私は〇〇〇〇〇が、平成 年 月	日 <u>〇</u>	00	<u>OO</u> σ (注 1		を行つ	
ے ک	ことにより、下記のとおり同事業者に対する とにより、経営の安定に支障が生じておりま 2条第5項第1号の規定に基づき認定される	すの	で、	中小企	業信用		
	5章						
1	〇〇〇〇〇〇に対する売掛金 うち回収困難な額	-				<u>円</u> 円	
2	〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 A 年 月 日から 年 月 対する取引額等	-	日ま	でのC		<u>/B)</u> 900に 円	

(注1) 〇〇〇〇には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

円

(注2) 上記1、2のいずれかを記載のこと。

B 上記期間中の全取引額等

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第 2 一①-イ
中小企業信用保険法第2条第5項第2号 イの規定による認定申請書(①ーイ)(例)
平成 年 月 日
(市町村長又は特別区長) 殿
申請者 <u>住 所</u> <u>氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印</u>
私は〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から <u>〇〇〇〇</u> を行つている (注 1 )
ことにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じて いるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第 5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。
記
1 〇〇〇〇〇に対する取引依存度 <u>% (A/B)</u>
A年月日までの〇〇〇〇〇〇対する取引額等円B上記期間中の全取引額等円
2 売上高等 (イ)最近 1 か月間の売上高等 <u>減少率 %(実績)</u> <u>D × 100</u>
D ×100 C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 円
D:Cの期間に対応する前年1か月間の売上 <u>高等</u> 円
(ロ) (イ) の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 %(実績見込み)
<u>(D+F) - (C+E)</u> D+F ×100
E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 円
F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 <u>円</u>

- (注1) 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、 「店舗の閉鎖」等を入れる。
- (注2) 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。 (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信 用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

禄式第2一①一口						
中小企業信用保険法第2条第5項第2号 ロの規定による認定申請書(例)						
平成 年 月 日						
(市町村長又は特別区長) 殿						
申請者 <u>住 所</u>						
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印私は〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から〇〇〇〇						
(注1) ことにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等 の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用 保険法第2条第5項第2号ロの規定に基づき認定されるようお願いします。						
記						
1 〇〇〇〇〇に対する取引依存度 <u>% (A/B)</u>						
A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に 関連する取引額等 <u>円</u> B 上記期間中の全取引額等 <u>円</u>						
<ul> <li>2 売上高等         <ul> <li>(イ)最近1か月間の売上高等</li> <li><u>減少率</u> %(実績)</li> <li>D × 100</li> </ul> </li> </ul>						
D ×100 C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 円						
D: Cの期間に対応する前年 1 か月間の売上 <u>高等</u> <u>円</u>						
(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 <u>減少率 %(実績見込み)</u>						
$\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F} \times 100$						
E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 円						
F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売 <u>上高等</u> <u>円</u>						
(注1) 0000には、奴文主要士匠が北京士で東要活動の制門の中京に広じ						

- (注1) 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、 「店舗の閉鎖」等を入れる。
- 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。 (注2) (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信 用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

124 15 44 -	•
其二十二 2	(1)
ᆥᄊᄊᇄᇰ	(-(1)-1)

様式第2-①-ハ					
中小企業信用保険法第2条第5項第2号					
ハの規定による認定申請書(例)					
平成 年 月 日					
(市町村長又は特別区長) 殿					
-h == +v					
申請者 住 所					
<u> </u>					
N I VINACIVALIVALITY					
私は〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から <u>〇〇〇〇</u> を行つている (注 1 )					
(ユー) ことにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が					
生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認					
定されるようお願いします。					
記					
1 事業開始年月日 年 月 日					
2 売上高等					
(イ)最近1か月間の売上高等					
<u>減少率    %(実績)</u> B – A					
B-A B ×100					
A:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 ED					
B:Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等					
<u> </u>					
(ロ) (イ) の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 % (実績見込み)					
<u>減少率 %(実績見込み)</u> <u>(B+D)-(A+C)</u> B+D ×100					
B+D ×100					
C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等					
円					
D:Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 円					

- ○○○○には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、 (注1) 「店舗の閉鎖」等を入れる。
- (注2) 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。 (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信 用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

禄式第2一②						
中小企業信用保険法第2条第5項第2号 イの規定による認定申請書(②) (例)						
平成 年 月 日						
(市町村長又は特別区長) 殿						
申請者 <u>住 所</u> 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印						
私は〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から <u>〇〇〇〇</u> を行ったこと (注)						
に伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた 資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの 規定に基づき認定されるようお願いします。						
記						
1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇〇〇からの借入金残高の割合 (A/B)						
A 年 月 日の〇〇〇〇〇からの借入金残高 <u>円</u>						
B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 						

(注) 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、 「金融取引の調整」等を入れる。

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信 用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

### 様式第3

# 中小企業信用保険法第2条第5項第 3号の規定による認定申請書(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は<u>OOO業</u>を営んでいるが、<u>OOOO</u>の発生に起因して、下記のとおり、 (注 1) (注 2)

経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の 規定に基づき認定されるようお願いします。

記

減少率

- 1 事業開始年月日
  - (1)売上高等 (イ)最近1か月間の売上高等

年 月 日

%(実績)(注3)

B-A B ×100

A:災害等の発生における最近1か月間の売上高等

円(注3)

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

円(注3)

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み) (注3)

 $\frac{(\mathsf{B}+\mathsf{D})-(\mathsf{A}+\mathsf{C})}{\mathsf{B}+\mathsf{D}}\times 100$ 

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円(注3)

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円(注3)

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

- (注1) 〇〇〇には、別表に掲げる業種名を入れる。複数の業種に属する事業を行っている場合は、主たる事業(売上高等が最大である事業)が属する業種名を入れる。
- (注2) 〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。
- (注3) 複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業が属する業種の減少率等 と申請者全体の減少率等の両方を記入する。
- (注4) 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第4					
中小企業信用保険法第2条第5項第 4号の規定による認定申請書(例)					
平成 年 月 日					
(市町村長又は特別区長) 殿					
申請者 <u>住 所</u> <u>氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印</u>					
私は、 <u>OOO</u> の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じてお (注 1) りますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づき認定されるよう お願いします。					
記					
1 事業開始年月日 2 (1)売上高等 (イ)最近1か月間の売上高等					
<u>減少率 %(実績)</u> <u>B A</u> B ×100 A:災害等の発生における最近1か月間の売上高等 円					
B:Aの期間に対応する前年1か月間の売 <u>上高等</u>					
円 (ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み   減少率 %(実績見込み)					
$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$					
C:Aの期間後2か月間の見込み売上高等 円					

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1) 〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

- (注2) 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。 (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

円

認定権者記載欄				
   様式第5-(イ)-①				
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イー①)(例)				

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、<u>〇〇〇〇(注2)</u>が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

B-A

B ×100

減少率 %

A:申込時点における最近3か月間の売上高等

<u>円</u>(注3)

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

円(注3)

- (注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が 全て指定業種に属する場合に使用する。
- (注2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。
- (注3)企業全体の売上高等を記載。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄	

## 様式第5-(イ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イー②)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

> 申請者 <u>住</u> 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、○○○業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、○○○○(注3)が生じているため 、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基 づき認定されるようお願いします。

記

売上高等

主たる業種の減少率 B - A% 全体の減少率  $\times 100$ % A:申込時点における最近3か月間の売上高等 円 主たる業種の売上高等 全体の売上高等 円

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 全体の売上高等 円

円

- (注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種) が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満 たす場合に使用する。
- (注2)〇〇〇には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を記載。
- (注3) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に 対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄
様式第5-(イ)-③ 
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イー③)(例) 平成 年 月 日
(市町村長又は特別区長) 殿
申請者
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印
もけ、まに記載する業を覚しているが、下記のもかり、〇〇〇(注页)が生じているもの、経営の空空
私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、 <u>〇〇〇(注2)</u> が生じているため、経営の安定 に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお
に文体が上しておりよりので、平寸正来旧州体候仏第2米第3項第3号の旅足に盛って記定でれるようの 願いします。
(表)
└────────────────────────────────────
産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その
中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。
売上高等
(1)前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に
属する事業の売上高等の減少額等の割合
B-A
D ×100 <u>割合 %</u>
A:申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等
B:Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等円 D:Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 円
D:Aの期間に対応する前半の3か月間の主体の元上同等 <u> </u>
(2)企業全体の売上高等の減少率
<u>D – C</u>
D × 100 <u>減少率 %</u>
C:Aの期間の全体の売上高等
D:Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等円
(注1) 木様式は、 指定業種に属する事業の売上真等の減少が由請考全体の売上真等に相

- 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相 当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満 たす場合に使用する。
- (注2) 〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に 対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第5一(ロ)一①	L				
中小企業信用保険法第2	2条第5項第5号の規定に	よる認定申	請書(ロー	①) (例)	
			平成	年 月 日	∃
(市町村長又は特別区長) 殿					
	申請者	=r			
	<u>住</u> 氏	<u>所</u> 名 (名	称及び代表者	ちの氏名) 印	
7111 <del></del>	<u></u>				
私は、表に記載する業を営んでし  「原油等」という。)の価格が著し					
難であるため、経営の安定に支障が					
規定に基づき認定されるようお願い	いします。				
(表)					
  ※表には営んでいる事業が属す	 <sup>-</sup> ス 業	と 大海の知	1分 粨 悉 县 2	レ細分類業種	(名)を
全て記載(当該業種は全て指別					
の中で、最近1年間で最も売」	こ高等が大きい事業が原	属する業種	重を左上の:	太枠に記載。	
	記				
①原油等の仕入単価の上昇(注2)					
<u>E</u> e ×100-100		上昇率		07	
e ×100-100 E:原油等の最近1か月間におけ	ける平均仕入れ単価	<u> </u>		<u>%</u> 円 (注4)	
e:Eの期間に対応する前年1点				円 (注4)	_
②原油等が売上原価に占める割合	(注2)				
<u>S</u> C ×100		依存率		%	
C:申込時点における最新の売」	<b>-</b> 原価	<u>MT</u>		<u>///</u> 円(注4)	
S:Cの売上原価に対応する原泡				円(注4)	
③製品等価格への転嫁の状況(注:A a	3)				
$\begin{array}{ccc} \underline{A} & \underline{a} \\ B & \underline{b} & = P \end{array}$		P=		<del></del>	
A:申込時点における最近3か月 a:Aの期間に対応する前年3ヵ				<u>円(注4)</u> 円(注4)	
B:申込時点における最近3か月		r		<u>円(注4)</u> 円(注4)	
b: Bの期間に対応する前年3た				円 (注4)	
(注1) 大学学は 100七中半1	まに見せて声楽のなよ労!	マルフ 坦ノ	- 714半1	<b>一フルル</b> っ:	+ AUL 18

認定権者記載欄

- (注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が 全て指定業種に属する場合に使用する。
- (注2)上昇率及び依存率が20%以上となっていること。
- (注3) P>0となっていること。
- (注4) 申請者全体の値を記載。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

## 様式第5-(口)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロー②)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、<u>〇〇〇業(注2)</u>を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注3)

①冰油等砂压汽车面砂工并(左5)		
<u>_E_</u>	主たる業種に係る上昇率	<u>%</u>
e ×100-100	全体に係る上昇率	%
E:原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価	主たる業種に係る平均仕入単価	円
	全体に係る平均仕入単価	円
e:Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ		円
	全体に係る平均仕入単価	円
②原油等が売上原価に占める割合(注3)		
<u>_S</u>	主たる業種に係る依存率	%
C × 100	全体に係る依存率	%
C:申込時点における最新の売上原価	主たる業種に係る売上原価	円
	全体にかかる売上原価	<u>円</u>
S:Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格	主たる業種に係る仕入れ価格	円
	全体に係る仕入れ価格	円
③製品等価格への転嫁の状況(注4)		
<u>A</u> <u>a</u> b = P	<u>主たる業種に係る転嫁の状況 P=</u>	
	全体に係る転嫁の状況 P=	
A:申込時点における最近3か月間の原油等の仕入		<u>円</u>
	全体に係る仕入価格	円
a:Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕.	入価格 <u>主たる業種に係る仕入価格</u>	円
	全体に係る仕入価格	円
B:申込時点における最近3か月間の売上高	主たる業種に係る売上高	円 円 円 円
	全体に係る売上高	
b:Bの期間に対応する前年3か月間の売上高	主たる業種に係る売上高	円
	全体に係る売上高	円

- (注1)本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。
- (注2)〇〇〇には、主たる事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細 分類業種名)を記載。
- (注3) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率 及び依存率が20%以上となっていること。
- (注4) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。 P>0となっていること。 (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

	認定権者記載欄								
└────────────────────────────────────		1							
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロー③)(例)									
		平成 年 月 日							
(市町村長又は特別区長) 殿	申請者								
	中間 1 <u>住 所</u> 氏 名								
	<u>氏 名</u>	(名称及び代表者の氏名) 印							
という。)の価格が著しく上昇して	ているにもかかわらず、製品等価格	斗である原油及び石油製品(以下「原油等」 各の引上げが著しく困難であるため、経営 5項第5号の規定に基づき認定されるよう							
属する業種(日本標準産業分類	頁の細分類番号と細分類業種名	 等の価格に転嫁できていない事業が 弘)を記載。当該指定業種が複数ある 事業が属する指定業種を左上の太枠							
①上記の表に記載した指定業種( _E_	記 以下同じ。)に係る原油等の仕入	単価の上昇(注2)							
	<u>上昇率</u> 近1か月間における平均仕入れ単 対応する前年1か月間の平均仕入								
  ②全体の売上原価のうち指定業種	に係る原油等の仕入価格が占める	割合(注2)							
<u>S</u> C ×100 C:申込時点における最新の全 S:Cの売上原価に対応する指	<u>依存率</u> 体の売上原価 定業種に係る原油等の仕入価格	<u>%</u> <u>円</u>							
③-1 指定業種に係る製品等価	格への転嫁の状況(注3)								
a 1:A 1の期間に対応する前 B 1:申込時点における最近3	=P1 <u>P1=</u> か月間の指定業種に係る原油等の 年3か月間の指定業種に係る原油 か月間の指定業種に係る売上高 年3か月間の指定業種に係る売上	仕入価格 <u>円</u> 等の仕入価格 <u>円</u> <u>円</u>							
③-2 全体に係る製品等価格へ <u>A 1</u> B 2 <u>a 1</u> b 2	の転嫁の状況(注3) = P 2 P 2 =								
A 1:申込時点における最近 3:	か月間の指定業種に係る原油等の 年3か月間の指定業種に係る原油 か月間の全体の売上高	仕入価格 <u>円</u> 等の仕入価格 <u>円</u> 円							
(注1)本様式は、指定業種に係る		定業種及び企業全体の製品等の価格に転							

- (注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。
- (注3) P1>0、かつ、P2>0となっていること。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

# 中小企業信用保険法第2条第5項第 6号の規定による認定申請書(例)

平成 年 月 日

円

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

<u>住</u> 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は〇〇〇〇〇が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 〇〇〇〇〇に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇に 対する借入額

(注) 〇〇〇〇〇には、金融機関の名称を記入する。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

12/	-071,									
中小企業信用保険法第2条第5項第7号の 規定による認定申請書(例)										
				規正による認正	中萌者(19	'IJ <i>)</i>				
							平成	年	月	日
	(市町木	寸長又	ては特	別区長) 殿						
					申請	者				
						 <u>所</u>				
					<u>氏</u>	名	(名称及び	が代表者の	の氏名)	印
利	いはつの	200	) (注	E1)が経営の相当程J	きの合理化	に伴 <sup>っ</sup>	5 金融取引 <i>0</i>	D調整を	行ってし	いる
				とおり、借入れの減						
		<b>小企</b> 業	美信用	引保険法第2条第5項 <sup>第</sup>	第7号の規	定に基	<b>基づき認定</b> る	されるよ	うお願い	ハし
ます	0									
					記					
1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇からの借入金残高の占める割合										
1	並際的	(茂) 关) 。	からい	<b>刀総佰八並残高のうら</b>	. 0000	いから	の恒人並残		o a(A/	
	A 年 月 日の〇〇〇〇からの借入金残高 B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高					<u> </u>				
	В	年	月	ロの並融機関からの	<b>応</b> 佰八並伐	同				<u>円</u>
2	000	O か	いらの	)借入金残高の減少率		9,	6 ((D-C)/D	×100)		
	С	年	月	日の〇〇〇〇からの何	性】全硅宣					円
	D	年	月	日(Cの前年同期を			)OOOから		 金残高	<u> </u>
										円
3	<b>今</b> 動投	終月月よ	s is a	)総借入金残高の減少	इंटर			04 (	(F-E) /F	× 100)
J	亚阴纸尔	成 天  /J	1. O U.	,秘旧人立线商切减少。	<del>T'</del>		_	90 (	(I -L)/I	<u> </u>
	E	年	月	日の金融機関からの						<u>円</u>
	F	年	月	日(Eの前年同期を	記入のこと	) の <del>á</del>	<b>金融機関かり</b>	らの総借	入金残高	
										<u>円</u>

- (注1) OOOOには、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関 の名称を記入すること。
- (注2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が 確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

# 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の 規定による認定申請書(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、下記のとおり、〇〇〇〇(注1)が株式会社整理回収機構(東京都千代田区丸の内3丁目4番2号)又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。

訂

- 1. 〇〇〇〇(注1)が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。(注2)
- 2. 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。 (注3)% (A/B)

A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高

円

B 年 月 日 (Aの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高

円

- 3. 当社の事業計画書(事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書)は、別添3のとおり。(注4)
- 4. 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けている こと又は株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する 支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。(注5)
  - (注1) OOO(には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
  - (注2) 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、金融機関〇〇〇〇から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
  - (注3) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が確認可能な 残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
  - (注4) 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画 (様式自由)を作成し、添付すること。
  - (注5) ①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、〇〇〇〇による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。
    - ②株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認で きる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発 出した通知を添付すること。

- (1) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。